

駐車監視員活動ガイドライン内における放置車両確認標章取付状況

広島中央警察署

違法駐車の問題

違法駐車によって、慢性的な交通渋滞の誘発や駐車車両が死角となって歩行者や自転車の発見が遅れ交通事故の原因となるほか、緊急時における救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げになるなど、違法駐車は一人ひとりの生活に著しい弊害をもたらしています。

違法駐車取締り

警察では、重点的に取締りを行う場所や区間を「駐車監視員活動ガイドライン」として定め、警察官や駐車監視員において、放置車両となる運転者が車両を離れて直ちに運転できない状態を確認し、放置車両確認標章の取付けにより、運転者や使用者の責任追及を行っています。



違法駐車による弊害



令和5年中の駐車監視員活動ガイドライン内における放置車両確認標章取付

区	域	取付状況
紙屋町、基町地区	(紙屋町2丁目、大手町1～3丁目、小町、基町5～13番)及びその周辺	563 件
本通、袋町地区	(本通、袋町、立町、中町、紙屋町1丁目)及びその周辺	317 件
新天地、三川町地区	(堀川町5～7番、胡町6番、新天地、三川町)及びその周辺	250 件
流川、薬研堀地区	(流川町、薬研堀、田中町、堀川町1～4番、胡町1～5番、銀山町、弥生町、西平塚町、東平塚町)及びその周辺	481 件
八丁堀地区	(八丁堀、鉄砲町、橋本町、幟町)及びその周辺	303 件
十日市地区	(十日市町1・2丁目、西十日市町、寺町、広瀬町、広瀬北町、本川町1～3丁目、榎町、猫屋町、堺町1・2丁目、小網町、土橋町)及びその周辺	276 件
舟入・江波地区	(河原町、舟入町、舟入中町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、西川口町、舟入南1～6丁目、江波東1・2丁目、江波本町、江波南1～3丁目、江波西1・2丁目、江波二本松1・2丁目、江波栄町)及びその周辺	248 件
広島市役所地区	(国泰寺町1・2丁目、大手町4～5丁目、千田町1～3丁目、東千田町1・2丁目、南千田西町、南千田東町)及びその周辺	400 件
吉島地区	(住吉町、羽衣町、吉島町、吉島東1～3丁目、吉島西1～3丁目、光南1～6丁目、吉島新町1・2丁目、南吉島1～2丁目)及びその周辺	195 件
広島城・広島サッカースタジアム建設地周辺地区	(基町1～4・14～21番、上八丁堀、上幟町、東白島町、西白島町、白島中町、白島北町、白島九軒町)及びその周辺	681 件
平和公園地区	(中島町、加古町)及びその周辺	569 件
宝町地区	(宝町、富士見町、鶴見町、昭和町、平野町、竹屋町、南竹屋町)及びその周辺	325 件

注1: 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの取付状況を表示しています。

注2: 駐車監視員活動ガイドライン区域及びその周辺の取付状況となります。

注3: 放置車両の確認の対象となる車両は、自動車(含む自動二輪車)及び原動機付自転車となります。

放置駐車違反について

短時間でも駐車違反になるので注意が必要です

放置駐車とは「車両を離れて直ちに運転できない状態のこと」です。
短時間でも駐車違反になるので、道路に駐車することなく駐車場などを利用しましょう。

歩道にバイクは駐輪できません

原付バイクや二輪車でも、歩道に駐輪すると駐車違反になります。
バイク専用の駐輪施設などを利用しましょう。

使用者の責任が追及される

使用者の方は、自分名義の車両を他者に貸す場合には注意が必要です。
放置駐車違反があった場合に、運転者(車両を借りた人など)が出頭しないときは、車両の使用者に対して『放置違反金の納付命令』が命じられます。

車両の使用が制限される

同じ車両が納付命令を繰り返し受けると、一定期間の間、車両の使用が禁止されます。